

富士川町公の施設の指定管理者募集要項

【募集施設】

富士川町 まほらの湯

甲州鯉沢温泉 かじかの湯

令和5年11月

富士川町

目 次

1	指定管理者の募集	1
2	管理の条件	1
3	管理の内容	2
4	提案の内容	3
5	応募資格等	4
6	応募書類	5
7	スケジュール等	5
8	選定	6
9	審査	6
10	富士川町と指定管理者との責任分担	7
11	指定管理者の責任履行に関する事項	8
12	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	8
13	その他事業実施に必要な事項	9
14	問い合わせ先	9
15	所在地など	9
16	様式集	11
17	参考資料（施設概要、設置管理条例等）	18

1 指定管理者の募集

富士川町では、地方自治法(平成22年法律第67号)第244条の2第3項の規定および富士川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、「富士川町まほらの湯」と「甲州鯉沢温泉かじかの湯」の施設を管理・運営する事業者(以下「指定管理者」という。)を募集します。

2 管理の条件

指定管理者には、「富士川町まほらの湯」および「甲州鯉沢温泉かじかの湯」の管理・運営を行う上で、次の条件を遵守していただきます。

(1) 事業目的に沿った管理

土地、建物等を一括して管理し、町民の福祉増進と町の活性化に資する目的に沿った運営を行うこと。

(2) 指定管理期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで 3年間

(施設のリニューアルを必要と判断した場合は、始期を変更します。)

(3) 指定管理料

管理業務に要する経費から利用料金収入見込み額を差し引いた額を基準とし、指定管理者に指定管理料として支払います。

指定管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理費用の金額を基に町と協議のうえ、年度毎に協定において定めるものとします。

(4) 指定管理料の精算

事業収入の増加、経費の削減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、事業収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(5) 事業所の設置

山梨県内に事業所を設置すること。

(6) 個人情報の保護

管理・運営を通じて取得した個人情報については、外部に漏洩等しないよう適切な措置を講じること。

(7) 事業報告書の提出

毎年度、事業終了後60日以内に事業報告書を提出すること。

(8) 関係法令等の遵守

地方自治法その他の関係法令、富士川町公の施設における指定管理者

の指定の手續等に関する条例、富士川町まほらの湯・温泉スタンド条例・富士川町甲州鰍沢温泉かじかの湯条例等を遵守すること。

3 管理の内容

管理・運営に関する内容は、次のとおりです。

(1) 施設等の位置、規模および所有者

① 位置

富士川町まほらの湯	南巨摩郡富士川町長沢 1757 番地 2
甲州鰍沢温泉かじかの湯	南巨摩郡富士川町鳥屋 137 番地 1

② 構造

富士川町まほらの湯	鉄筋コンクリート造	平屋建て
甲州鰍沢温泉かじかの湯	鉄筋コンクリート造	平屋建て

③ 面積

富士川町まほらの湯	敷地面積	4,661.30 m ²
	延床面積	1,395.28 m ²
甲州鰍沢温泉かじかの湯	敷地面積	5,804.06 m ²
	延床面積	1,079.71 m ²
旧鰍沢デイサービスセンター	延床面積	672.25 m ²
合計延床面積		1,751.96 m ²

④ 完成年月日

富士川町まほらの湯	平成10年11月20日
甲州鰍沢温泉かじかの湯	平成8年8月31日

⑤ 所有者

土地・建物・備品	富士川町
----------	------

(2) 施設の目的

町民のいこいの場、健康増進の場、町外者の日帰り入浴

(3) 利用の承認

指定管理者の責任において、富士川町まほらの湯および甲州鰍沢温泉かじかの湯を利用しようとする者の利用承認をさせていただきます。

(4) 維持管理

施設および設備器具の維持管理を指定管理者の責任において行っていただきます。なお、維持管理にあたっては、あらかじめ富士川町と協議し承認を受けていただきます。

(5) 業務従事者

現在、温泉業務に従事している職員が、引き続き従事を希望している場合は、原則採用していただき、賃金についても現行の賃金を確保するよう努めてください。ただし、本人が雇用条件に沿えない者、従事者本人に著しい問題がある者の場合は、この限りではありません。

なお、追加で雇用する場合は、町内に住所を有するものを優先的に雇用するよう努めてください。

(6) 利用料金の設定

利用料金の額は、町の条例で定める額の範囲内において、町長の承認を得て、指定管理者に設定していただきます。

(7) 開館日、時間の設定

開館日、開館時間は、町長の承認を得て、指定管理者に設定していただきます。

(8) 指定管理者の収入

事業の運営に係る総収入は、指定管理者の収入とします。

(9) 飲食・物品等の販売

飲食、物品等の販売は、富士川町と協議のうえ、町長の承認を得るものとします。

(10) 名称の使用

施設名称は、基本的には従来の名称を使用していただきますが、ネーミングライツに関する提案を求めます。

「富士川町まほらの湯」、「甲州鯉沢温泉かじかの湯」

4 提案の内容

応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、事業計画書(様式第2号)に基づき、次の(1)から(3)の積極的な考えを提案してください。

(1) 施設の管理

- ① 富士川町まほらの湯および甲州鯉沢温泉かじかの湯を個別管理または一括して管理する中で、「町民のいこいの場」「健康増進」等、住民への質の高いサービスの提供による、長期にわたり効果的で効率的な管理を行うことができる提案を求めます。

次の管理・運営方法を一つ選択していただきます。

- ア 富士川町まほらの湯のみ管理・運営
- イ 甲州鯉沢温泉かじかの湯のみ管理・運営
- ウ 富士川町まほらの湯および甲州鯉沢温泉かじかの湯の2施設を一括管理・運営

② 効果的な管理を踏まえた上で、町民の雇用に関する提案を求めます。

(2) 納入金

ネーミングライツに関する納入金の提案を求めます。

(3) 経費の節減

管理・運営における経費節減に関する提案を求めます。

5 応募資格等

(1) 応募者に備えるべき資格要件等

- ・ 山梨県内に拠点を置くまたは置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）
- ・ 次のいずれかに該当する法人等は、応募者となることができません。
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加の欠格者）に該当する者。
 - ② 会社更生法、民事再生法等に基づき、更生または再生手続きをしている法人等
 - ③ 山梨県または県内の市町村から指名保留または指名停止措置を受けている法人等
 - ④ 国税および地方税等を滞納している法人等

(2) 応募の制限

- ・ 提案は、1法人等につき1件とします。

(3) 応募の形態

- ・ 本施設の管理・運営のために、新法人等を設立する場合は、新法人等を応募者としてください。
- ・ 新法人等を設立する場合は、富士川町議会における指定管理者の指定の議決までに、法人登記簿謄本または法務局登記官の受領書を提出してください。

6 応募書類

提案における応募書類は、次の(1)から(6)に記載するすべてを提出していただきます。

提出部数は、正本1部および副本10部です。ただし、(6)（会社概要を除く。）については、正本1部のみ提出してください。

なお、新法人が応募する場合は、(2)から(6)に関しては、新法人等に出資を行おうとする法人等に関する書類を提出してください。

提案において選定された事業者（以下「選定事業者」という。）以外の提案書は、富士川町議会における指定管理者の指定の議決後に返却します。

応募書類は、富士川町ホームページからダウンロードできます。

(1) 提案書

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 事業計画書(様式第2号)
- ③ 収支予算書(様式第3号)
- ④ 従業員雇用計画(雇用者数、正規・パート等の別、アルバイト等)(様式は任意)

(2) 温泉等の運営実績がある場合はそれに関する書類

(3) 過去3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書)

(4) 申請時の財産目録

(5) 国税、地方税等の滞納がない旨の証明書

(6) 定款、印鑑証明書、法人登記簿謄本、納税証明書、会社概要等

7 スケジュール等

募集に関するスケジュール等は、次のとおりです。

(1) 募集期間

令和5年11月10日(金)から12月8日(金)

(2) 応募書類の提出先

富士川町役場 政策秘書課

〒400-0592 南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地

① 応募書類の提出は、持参または郵送とします。

② 受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

(持参の場合、土・日・祝日は、受け付けができません。)

③ 郵送(原則として書留)の場合は、12月8日(金)午後5時必着とします。

(3) スケジュール (現時点の目安です。)

月	日	内	容	
11月	10日	～	12月8日	募集期間
12月	8日	～	12月12日	申請内容の審査
12月	13日			選定委員会(第1次審査)
1月	中旬			選定委員会(第2次審査)
1月	下旬			指定管理者候補の内定
2月	月上旬	～	3月中旬	指定管理者(案)の議会上程

(4) 現地説明会

現地説明を希望される場合は、募集期間内に日程を定め、現地説明会を実施します。

※希望される場合には、事前に申し出をしてください。

(5) 募集要項に関する質問の受付・回答

- ・受付期間 令和5年11月10日(金)～12月8日(金)
- ・質問方法 質問は、書面で、FAXまたはメールにて提出
FAX：0556-22-3177
E-mail：seisaku@town.fujikawa.lg.jp
- ・回答方法 回答は、希望による方法とし、個別の提示(FAX、e-mail)およびホームページ上の掲示のいずれかを選択できます。
(質問者名は公表しません。)

8 選定

提出された書類をもとに、富士川町が設置する選定委員会において、書類審査および聞き取り調査を行い、指定管理者の候補を選定します。

その後、議会の議決を経て、指定管理者を決定します。

9 審査

(1) 審査基準は次のとおりです。

- ① 事業計画が適切なものであること。
- ② 事業計画を確実に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- ③ 最も効果的かつ効率的な管理を実施できる者であること。

(2) 主な審査のポイントは、次のとおりです。

- ① 応募資格に適合しているかどうか。
- ② 事業目的に沿った事業計画であるかどうか。
- ③ 事業計画が効果的かつ効率的な管理を実施できる計画であるかどうか。
- ④ 提案書の内容が、現実的かつ独創的であるかどうか。
- ⑤ 納入金が適切な額であるかどうか。
- ⑥ 本業の経営が安定しているかどうか。
- ⑦ 資金調達力があるかどうか。
- ⑧ 事業計画が地元へ貢献する内容であるかどうか。
- ⑨ 全体として、長期的に事業運営できるかどうか。

(3) 審査は、富士川町で設置する選定委員会において、審査基準に基づいて行います。

(4) 選定委員会は、非公開とします。

(5) 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示できません。

10 富士川町と指定管理者との責任分担

富士川町と指定管理者との責任分担は、原則として次のとおりです。

項 目		指定管理者	富士川町
施設(建物、構築物、機械装置等)の保守点検		◎	
施設の維持管理(植栽管理、清掃等を含む)		◎	
施設の修繕(建物、構築物、機械装置等の修繕)		○	20万円以上 (1件につき)
備品	修繕	○	20万円以上 (1件につき)
	更新		◎
	新規購入	○	◎
安全衛生管理		◎	
未収金の回収		◎	
資金調達		◎	
事故、火災等による施設の損傷		事案により協議	
施設利用者の被災に対する責任		事案により協議	
町有施設の火災共済保険加入			◎
包括的な管理責任			◎

◎：主たる責任 ○：事案により責任を負う

- (1) 施設において、指定管理者の故意・過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる施設(建物、構築物、機械装置、備品等)の毀損、滅失があった場合には、金額に関わらず指定管理者がその責任を負うものとします。
- (2) 引渡し前の修繕(リニューアルを含む。) および引渡し後の20万円以上(1件につき)の修繕は、指定管理者と協議のうえ、富士川町が必要性を判断します。
- (3) 施設内の備品(町所有)の更新および新規購入の必要性は、富士川町が判断します。

11 指定管理者の責任履行に関する事項

指定管理者の責任履行に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 指定管理者は、利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設または施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに富士川町に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合には、速やかに富士川町へ報告しなければなりません。
- (3) (1)および(2)に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項は、協定に定めます。

12 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項は、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難となった場合またはその恐れが生じた場合には、富士川町は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出および実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が該当期間内に改善することができなかった場合には、富士川町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、または指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、富士川町は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)または(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、富士川町に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他富士川町または指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、富士川町と指定管理者は、事業継続の可否について協議することとします。
- (5) (1)から(4)に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定に定めます。

13 その他事業実施に必要な事項

その他事業実施に必要な事項は、次のとおりです。

(1) 指定管理者の指定および協定の締結

富士川町は、選定事業者を指定管理者として指定します。また、指定管理者と「富士川町まほらの湯」および「甲州鯉沢温泉かじかの湯」の管理に関する協定を締結します。

※ 指定管理者の指定は、富士川町議会の議決が必要なことから、協定の締結は、町議会の議決後となります。

(2) 指定管理者の形態

指定管理者は、応募者と同一の法人等に限ります。

(3) その他

- ① 応募に係る経費は、すべて応募者の負担とします。
- ② 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ③ 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがあります。
- ④ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 問い合わせ先

(1) 富士川町まほらの湯・甲州鯉沢温泉かじかの湯に関すること
産業振興課課 商工観光担当 TEL0556-22-7202

(2) 指定管理者の募集に関すること
政策秘書課 政策推進担当 TEL0556-22-7216

15 所在地など

- (1) 富士川町役場 政策秘書課
〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地
TEL 0556 - 22 - 7216 / FAX 0556 - 22 - 3177

(2) 富士川町役場 商工観光課

〒400-0695 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條 1134 番地

TEL 0556 - 22 - 7202 / FAX 0556 - 22 - 5290

(3) 富士川町 まほらの湯

〒400-0505 山梨県南巨摩郡富士川町長澤 1757 番地 2

TEL 0556 - 22 - 7227 / FAX 0556 - 22 - 7226

(4) 甲州鯉沢温泉 かじかの湯

〒400-0607 山梨県南巨摩郡富士川町鳥屋 137 番地の 1

TEL 0556 - 27 - 0002 / FAX 0556 - 27-0268

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

富士川町長 へ

申請団体

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名



指定管理者指定申請書

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

1 指定施設の名称

2 添付書類

- (1) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）
- (2) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する収支予算書（様式第3号）
- (3) 募集要項に定める附属書類
- (4) その他

様式第2号（第2条関係）

事 業 計 画 書

年 月 日

1 申請団体の概要

法人等の名称			
代表者の氏名		設立年月日	
電話番号		F A X	
E - m a i l		U R L	

2 現在運営している施設

名 称	所 在 地	主 な 業 務 内 容

※同種の公の施設を管理運営している場合は、当該施設の運営実績を添付すること。

3 事業計画

(1) 申請団体の経営方針等に関する事項

ア 経営方針

イ 指定管理者指定申請理由

(2) 施設の経営方針に関する事項

ア 施設の現状に対する考え方および将来展望

イ 施設運営に関する計画

- ・利用者へのサービス向上に関する計画

- ・施設の利用向上に関する計画

- ・管理経費に関する計画

- ・ 管理運営に係る経費節減に関する計画

- ・ 地域貢献に関する計画

- ・ 施設を活用した観光に関する計画

(3) 施設の管理に関する事項

ア 職員配置に関する計画

- ・ 職員の配置表および業務分担（指揮系統を明示した組織図を添付）

- ・ 職員の勤務体制（勤務時間、勤務表等）

イ 管理業務計画

- ・ 休館日、開・閉館時間、利用料金等

(4) 情報公開および個人情報保護の措置に関する事項

(5) 緊急時の対応に関する事項

(6) その他

※ 事業計画が記入しきれない場合は、上記の項目について別途作成することもできます。

様式第3号（第2条関係）

収 支 予 算 書

収入の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
利 用 料 金	円	
	円	
	円	
合 計	円	

支出の部 (単位：円)

科 目	予 算 額	説 明
人 件 費	円	
業 務 費	円	
販 売 費	円	
管 理 費	円	
(町への納付金)	円	
	円	
合 計	円	

※1 支出の部の科目欄は具体的に記入してください。説明欄は積算基礎等を詳細に記入してください。

2 記載する項目が多い場合は、この様式で定める項目について、別に作成して提出することもできます。

3 収支予算書は、申請団体の会計年度ごとに作成してください。

参 考 资 料

施設の概要

【かじかの湯】

名称	甲州鯉沢温泉 かじかの湯		
所在	南巨摩郡富士川町鳥屋137番地の1		
完成年月日	平成8年8月31日		
構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て		
面積	敷地 5,804.06 m ² (全体)／建築面積 1,026.07 m ² ／延床面積 1,079.71 m ²		
温泉の泉質	ナトリウム塩化物炭酸水素塩泉		
掘削深度	1,400 m		
温度	37.5℃		
湧出量	93.1ℓ/分		
温泉の効能	神経痛, 筋肉痛, 関節痛, うちみ, くじき, 慢性消化器病, 冷え症, 火傷など		
設備内容	事務室		浴室(男性) 119.62 m ²
	エントランス	12.90 m ²	浴室(女性) 115.32 m ²
	下足室	10.50 m ²	全身浴 寝湯 サウナ風呂 露天風呂
	ホール、廊下	276.41 m ²	
	大広間	152.50 m ²	
	ステージ	25.50 m ²	
	和室8畳 2間	34.02 m ²	
	厨房	18.50 m ²	
	トレーニング室	48.75 m ²	
	トイレ(男性)	16.40 m ²	脱衣(男性) 36.40 m ²
	トイレ(女性)	18.40 m ²	脱衣(女性) 35.68 m ²
	トイレ(身障者用)	5.25 m ²	その他 24.70 m ²
	倉庫1	9.99 m ²	
	倉庫2	13.75 m ²	機械室(別棟) 78.34 m ²
	多目的室	45.50 m ²	
湯沸室	5.98 m ²		
	旧デイサービスセンター	672.25 m ²	

【まほらの湯】

名 称	富士川町 まほらの湯			
所 在	南巨摩郡富士川町長沢1752番地2			
完成年月日	平成10年11月20日			
構 造	鉄筋コンクリート造 平屋建て			
面 積	敷地 4,661.30 m ² (全体)／延床面積 1,395.28 m ²			
温泉の泉質	ナトリウム塩化物炭酸水素塩泉			
掘削深度	1,200m			
温 度	38.9℃			
湧 出 量	4450/分			
温泉の効能	神経痛, 筋肉痛, 関節痛, うちみ, くじき, 慢性消化器病, 冷え症など			
設 備 内 容	風除室	25.85 m ²	休憩室(和室)	129.66 m ²
	下足室	20.43 m ²	健康教室(1)(和室)	19.15 m ²
	エントランス	326.65 m ²	健康教室(2)(和室)	14.53 m ²
	通路		リラクゼーションルーム	
	軽食コーナー			27.92 m ²
	自販機コーナー		倉庫	6.84 m ²
	廊下		リラクゼーションルーム前室	
	事務室	31.07 m ²		6.35 m ²
	健康相談室	9.12 m ²	浴室(1)	132.48 m ²
	職員ロッカー(1)	4.50 m ²	浴室(2)	131.98 m ²
	職員ロッカー(2)	3.97 m ²	浴室サウナ(1)	7.48 m ²
	トイレ(1)	1.85 m ²	浴室サウナ(2)	7.48 m ²
	トイレ(2)	1.85 m ²	大浴槽、寝湯、 気泡湯、水風呂、 源泉微温湯、かけ湯 露天風呂	
	給湯室	6.90 m ²		
	倉庫	8.87 m ²	脱衣(1)	91.44 m ²
	洗濯室	6.85 m ²	脱衣(2)	92.80 m ²
	厨房	12.35 m ²	脱衣トイレ(1)	2.45 m ²
	食品庫	2.29 m ²	脱衣トイレ(2)	2.40 m ²
	厨房休憩室	4.28 m ²	その他	22.43 m ²
	厨房トイレ	1.93 m ²	機械室(別棟)	127.68 m ²
	身障者用トイレ	5.02 m ²		
	客用男子トイレ	19.31 m ²		
客用女子トイレ	16.28 m ²			

施設の利用状況

かじかの湯利用者

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
開設日数	279日	314日	311日	定休日:木曜日
町内	11,343	11,052	11,658	
町外	7,654	8,137	8,980	
回数券・割引・無料券	16,006	17,434	18,395	
合計	35,003	36,623	39,033	

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館日あり。

まほらの湯利用者

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考
開設日数	236日	303日	313日	定休日:火曜日
町内	56,789	63,398	64,451	
町外	11,777	18,507	23,434	
合計	68,566	81,905	87,885	

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による休館日あり。

※回数券・割引・無料券での利用は、町内及び町外の利用者数に含まれています。

施設の維持管理に伴う現状の委託内容

【かじかの湯】

委託業務名	内 容	契約の有 無	備 考
機械点検設備保守管理業務	保守管理 年2回 部品取替、清掃 年1回	有	毎年
火災報知機設備点検業務	火災報知機点検 年2回	有	毎年
排水管年間維持管理業務	排水管高圧洗浄 年6回 側溝の清掃 随時	有	毎年
大気汚染防止法に基づく、ばい煙測定業務	ボイラーのばい煙測定 年2回 (温水ボイラー 2基)	有	毎年
浴槽水分析業務	色度、濁度、大腸菌、レジオネラ菌など 項目により年1回～6回	有	毎年
受水槽清掃及び水質検査業務	受水槽清掃及び水質検査 年1回	有	毎年
源泉ポンプ保守点検業務	源泉ポンプ保守点検 年12回	有	毎年
清掃業務	浴槽の清掃 週6日	有	毎年
機械警備業務	施設の夜間警備 毎日	有	毎年
浄化槽点検業務	浄化槽点検 年2回	無	毎年
空調設備点検業務	空調(室内機・室外機)点検 年2回	有	毎年
自動制御機器保守点検業務	自動温度制御機器点検 年1回	有	毎年
電気保守点検業務	電気保守 年12回	有	毎年
地下タンク漏洩検査業務	年1回	有	
隔年必要となるもの			
濾過機濾材取替業務	濾材の取替え	有	2年に1度 次回 R 6
ポンプ部品取替修繕	超音波装置用、高温温泉加圧、高温温泉循環 用、温泉浴槽用、露天風呂用	有	2年に1度 次回 R 6
毎年ではないが必要となるもの			
源泉揚湯ポンプ取替	揚湯ポンプ交換、オーバーホール	有	3年に1度 次回 R 7

【まほらの湯】

委 託 業 務 名	内 容	契約の有無	備 考
機械点検設備保守管理業務	保守管理 年2回 部品取替、清掃、空調点検 電気給湯器、床暖房点検、 貯湯槽清掃 年1回	有	毎年
火災報知機設備点検業務	火災報知機点検 年2回	有	毎年
浴槽清掃業務	全浴槽の清掃 休館日	有	毎年
水質検査業務	水質検査 年4回	有	毎年
清掃業務	浴槽・サウナの清掃 週6日	有	毎年
機械警備業務	施設の夜間警備 毎日	有	毎年
受水槽清掃及び水質検査業務	受水槽清掃及び水質検査 年1回	有	
地下タンク漏洩検査	法定点検 年1回	無	毎年
電気保守点検業務	年12回	有	毎年
厨房排水路（グリストラップ）	水路清掃 年2～4回	無	毎年
毎年ではないが必要となるもの			
濾過機濾材取替業務	濾材の取替え		5年に1度 次回 R10